

令和2年11月10日

総務大臣

武田 良太 殿

日本放送協会

会長 前田 晃 伸

放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の変更に関する  
認可申請について

放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準を変更することとしたいので、放送法第20条第9項及び放送法施行規則第12条の3の規定に基づき、下記のとおり認可申請します。

記

1 変更しようとする実施基準及びその概要

実施基準の変更内容は別紙「NHKインターネット活用業務実施基準 変更案」のとおりであり、業務の実施状況の評価、実施方法、実施に要する費用等に関する規定について、所要の変更を行うもの。

2 変更しようとする理由

今後の業務の実施態様を勘案して必要な見直しを行おうとするもの。

3 実施しようとする期日

令和3年4月1日

【添付書類】

- ・ インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠（別添1）
- ・ その他参考となるべき事項（別添2）

現 行	変更案								
<p>(実施状況の公表、評価および改善)</p> <p><b>第8条</b> &lt;略&gt;</p> <p>2 インターネット活用業務の実施状況について、少なくとも3年ごとに、前項の評価の結果も踏まえて評価を行うとともに、その結果に基づき必要があると認める場合には、当該業務の改善を図るための措置（この基準の見直しを含む。）を講ずる。</p> <p>3 &lt;略&gt;</p>	<p>(実施状況の公表、評価および改善)</p> <p><b>第8条</b> &lt;同左&gt;</p> <p>2 インターネット活用業務の実施状況について、少なくとも3年ごとに、前項の評価の結果も踏まえて、<u>技術の発達および需要の動向その他の事情を勘案して</u>評価を行うとともに、その結果に基づき必要があると認める場合には、当該業務の改善を図るための措置（この基準の見直しを含む。）を講ずる。</p> <p>3 &lt;同左&gt;</p>								
<p>(インターネット活用業務審査・評価委員会)</p> <p><b>第9条</b> &lt;略&gt;</p> <p>2・3 &lt;略&gt;</p> <p>4 審査・評価委員会は、実施計画の策定ならびに前条第1項および第2項の評価のために必要と認めるときは、インターネット活用業務に係るサービスと同種のサービスを行う事業者（以下「競合事業者」という。）および協会が委託等によりインターネット活用業務の一部を担わせる事業者（以下「外部事業者」という。）に意見を求めることができる。</p> <p>5～7 &lt;略&gt;</p>	<p>(インターネット活用業務審査・評価委員会)</p> <p><b>第9条</b> &lt;同左&gt;</p> <p>2・3 &lt;同左&gt;</p> <p>4 審査・評価委員会は、実施計画の策定ならびに前条第1項および第2項の評価に<u>関して見解を述べる</u>ために必要と認めるときは、インターネット活用業務に係るサービスと同種のサービスを行う事業者（以下「競合事業者」という。）および協会が委託等によりインターネット活用業務の一部を担わせる事業者（以下「外部事業者」という。）に意見を求めることができる。</p> <p>5～7 &lt;同左&gt;</p>								
<p>(業務の実施方法)</p> <p><b>第14条</b> &lt;略&gt;</p> <p>2 &lt;略&gt;</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる放送番組等の提供期間および時間については、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="202 1693 778 2018"> <tr> <td data-bbox="202 1693 472 1742">1～6 &lt;略&gt;</td> <td data-bbox="472 1693 778 1742">&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td data-bbox="202 1742 472 2018">7 第13条第1項第1号エ(ア)の既放送番組（地上テレビ見逃し番組配信）</td> <td data-bbox="472 1742 778 2018">放送日の翌日から起算して7日以内に終了する。</td> </tr> </table>	1～6 <略>	<略>	7 第13条第1項第1号エ(ア)の既放送番組（地上テレビ見逃し番組配信）	放送日の翌日から起算して7日以内に終了する。	<p>(業務の実施方法)</p> <p><b>第14条</b> &lt;同左&gt;</p> <p>2 &lt;同左&gt;</p> <p>3 次の表の左欄に掲げる放送番組等の提供期間および時間については、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="839 1693 1415 2018"> <tr> <td data-bbox="839 1693 1109 1742">1～6 &lt;同左&gt;</td> <td data-bbox="1109 1693 1415 1742">&lt;同左&gt;</td> </tr> <tr> <td data-bbox="839 1742 1109 2018">7 第13条第1項第1号エ(ア)の既放送番組（地上テレビ見逃し番組配信）</td> <td data-bbox="1109 1742 1415 2018">放送日の翌日から起算して7日以内に終了する。<u>ただし、地方向け放送番組（同一内容で全国向けに再放送した番組を提</u></td> </tr> </table>	1～6 <同左>	<同左>	7 第13条第1項第1号エ(ア)の既放送番組（地上テレビ見逃し番組配信）	放送日の翌日から起算して7日以内に終了する。 <u>ただし、地方向け放送番組（同一内容で全国向けに再放送した番組を提</u>
1～6 <略>	<略>								
7 第13条第1項第1号エ(ア)の既放送番組（地上テレビ見逃し番組配信）	放送日の翌日から起算して7日以内に終了する。								
1～6 <同左>	<同左>								
7 第13条第1項第1号エ(ア)の既放送番組（地上テレビ見逃し番組配信）	放送日の翌日から起算して7日以内に終了する。 <u>ただし、地方向け放送番組（同一内容で全国向けに再放送した番組を提</u>								

現 行		変更案	
			供する場合を除く。)については、 <u>放送日の翌日から起算して14日以内に終了する。</u>
8・9 <略>	<略>	8・9 <同左>	<同左>
<p>4 次の表の左欄に掲げる放送番組等の提供対象地域については、同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、提供に必要な権利が確保できない場合等には、表の4の項の放送番組の提供対象地域を日本国外に、5、8および9の項の放送番組等の提供対象地域を日本国内に限ることがある。</p>		<p>4 次の表の左欄に掲げる放送番組等の提供対象地域については、同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、提供に必要な権利が確保できない場合等には、表の4の項の放送番組の提供対象地域を日本国外に、5、8および9の項の放送番組等の提供対象地域を日本国内に限ることがある。</p>	
1～3 <略>	<略>	1～3 <同左>	<同左>
4 第13条第1項第1号イ(カ)および(キ)の放送中番組	制限を設けない。	4 第13条第1項第1号イ(カ)および(キ)の放送中番組	(キ)のうち邦人向け協会国際衛星放送の放送番組に係るものを日本国外に限るほか、 <u>制限を設けない。</u>
5～7 <略>	<略>	5～7 <同左>	<同左>
8 第13条第1項第1号エ(イ)および(ウ)の既放送番組	制限を設けない。	8 第13条第1項第1号エ(イ)および(ウ)の既放送番組	(ウ)のうち邦人向け協会国際衛星放送の放送番組に係るものを日本国外に限るほか、 <u>制限を設けない。</u>
9 <略>	<略>	9 <同左>	<同左>
5 <略>		5 <同左>	
<p>(業務実施に要する費用)  <b>第17条</b> 実施に要する費用については、<u>各年度の受信料収入の2.5%を上限とする。</u></p>		<p>(業務実施に要する費用)  <b>第17条</b> 実施に要する費用については、<u>放送法第71条の2第1項に基づく中期経営計画の策定または変更</u>に当たって協会の業務および収支の見通しとあわせて検討するものとし、<u>実施しようとする業務が真に必要なもので有効なものか、受信料財源により賄うことが妥当かなどの観点から</u><u>不断に点検して抑制的な管理に努める。</u></p>	

現 行	変更案
<p>2 前項の費用については、<u>実施しようとする業務が真に必要で有効なものか、受信料財源により賄うことが妥当かなどの観点から検討し、抑制的な管理に努めるとともに、区分経理の考え方に則った十分な説明と、参考となる情報の提供に努めるものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、大規模災害など国民の生命、身体および財産の保護が必要な緊急事態の発生や、想定を大きく超える利用者の増加等により配信経費等が増大したときは、前項の上限を超過して国内インターネット活用業務を実施することがある。その場合、他の項からの予算の流用について、予算総則の定めに従い経営委員会の議決を経ることとし、当該超過した金額とその理由を協会のウェブサイトおよび当該年度の業務報告書に掲載して公表する。</u></p> <p>4 前項の想定に係る利用見込み等の根拠については、毎年度の実施計画において明らかにするものとする。</p>	<p>2 <u>実施に要する費用は、年額200億円を超えないものとする。</u></p> <p>3 <u>実施に要する費用については、第42条第6項による費用明細表の作成・情報開示をはじめ、区分経理の考え方に則った十分な説明と、参考となる情報の提供に努めるものとする。</u></p> <p>4 <u>第2項の規定にかかわらず、大規模災害など国民の生命、身体および財産の保護が必要な緊急事態の発生や、想定を大きく超える利用者の増加等により配信経費等が増大したときは、第2項の金額を超過して国内インターネット活用業務を実施することがある。その場合、他の項からの予算の流用について、予算総則の定めに従い経営委員会の議決を経ることとし、当該超過した金額とその理由を協会のウェブサイトおよび当該年度の業務報告書に掲載して公表する。</u></p> <p>5 &lt;同左&gt;</p>
<p>(業務実施に要する費用)</p> <p><b>第32条</b> <u>実施に要する費用は、年額1億円を上限とする。</u></p>	<p>(業務実施に要する費用)</p> <p><b>第32条</b> <u>実施に要する費用は、年額1億円を超えない額とする。</u></p>
附 則	附 則
<p>(施行期日等)</p> <p><b>第1条</b> この基準は、<u>総務大臣の認可を得た日から施行する。</u></p> <p>2 <u>平成29年9月13日に総務大臣の認可を得た基準(次項において「旧基準」という。)は、前項に規定する日の前日をもって廃止する。</u></p> <p>3 <u>2号有料業務に係るサービスに関する旧基準第3部1③の「見逃し番組サービス」および「過去番組サービス」の別については、第13条第1項第1号イ(ア)および(イ)の放送中番組の提供を開始するまでの間、なお従前の例による。</u></p>	<p>(施行期日等)</p> <p><b>第1条</b> この基準は、<u>令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>令和2年1月14日に総務大臣の認可を得た基準(次項において「旧基準」という。)は、令和3年3月31日をもって廃止する。</u></p> <p>3 <u>旧基準附則第5条に則り、令和2年度のインターネット活用業務を旧基準第17条第1項に定める上限を超えて実施した場合、旧基準附則第5条に定める費用の公表については、なお従前の例による。</u></p>

現 行	変更案
<p>(地上テレビ常時同時配信の段階的实施)</p> <p><b>第2条</b> <u>第13条第1項第1号イ(ア)および(イ)の放送中番組の提供については、令和元年度の実施計画において定める当該提供の開始の日から令和2年3月31日までの間、第15条第2項の措置の円滑な実施に資するよう、設備への負荷や利用の状況を確認するため、総合テレビジョン放送および教育テレビジョン放送の放送番組を一日に各17時間程度(災害時等においてはこれを超えることがある。)連続的に提供するものとし、それらを地上テレビ常時同時配信とみなす。</u></p> <p>2 <u>令和2年4月1日から当分の間、第13条第1項第1号イ(ア)および(イ)の放送中番組の提供については、それぞれ提供時間を限定して行うものとし、それらを地上テレビ常時同時配信とみなす。具体的な提供時間等については、当該事業年度の実施計画において明らかにする。当該限定の終了については、2号受信料財源業務に係る実施費用の支出状況、利用者等の意向・利用状況等を勘案して判断したうえで、実施計画においてその計画を明らかにする。</u></p>	<p>(地上テレビ常時同時配信の段階的实施)</p> <p><b>第2条</b> 当分の間、第13条第1項第1号イ(ア)および(イ)の放送中番組の提供については、それぞれ提供時間を限定して行う<u>ことがあり</u>、それらを地上テレビ常時同時配信とみなす。具体的な提供時間等については、当該事業年度の実施計画において明らかにする。当該限定の終了については、2号受信料財源業務に係る実施費用の支出状況、利用者等の意向・利用状況等を勘案して判断したうえで、実施計画においてその計画を明らかにする。</p>
<p>(地方向け放送番組の提供に係る計画)</p> <p><b>第3条</b> <u>令和3年度以降の地方向け放送番組の提供に係る取り組みについては、令和2年度中にその計画を明らかにする。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>(オリンピック・パラリンピック東京大会に係る取り組み)</p> <p><b>第4条</b> 令和2年に開催される<u>オリンピック・パラリンピック東京大会</u>(以下「大会」という。)にあたっては、日本で開催されるナショナルイベントに関する情報提供に対する視聴者・国民の期待に応えるため、他の放送事業者との連携・協調関係に配慮しつつ、契約により確保した権利を活用してインターネット活用業務を実施する。</p> <p>2 前項に係る業務として、大会の競技・聖火リレー中継番組および関連番組に係る理解増</p>	<p>(オリンピック・パラリンピック東京大会に係る取り組み)</p> <p><b>第3条</b> 令和3年に開催予定の<u>オリンピック・パラリンピック東京大会</u>(以下「大会」という。)にあたっては、日本で開催されるナショナルイベントに関する情報提供に対する視聴者・国民の期待に応えるため、他の放送事業者との連携・協調関係に配慮しつつ、契約により確保した権利を活用してインターネット活用業務を実施する。</p> <p>2 前項に係る業務として、大会の競技・聖火リレー中継番組および関連番組に係る理解増</p>

現 行	変更案
<p>進情報の提供を行うこととし、その具体的な内容については、令和<u>2</u>年度の実施計画において明らかにする。</p> <p><u>3 前項の業務のうち専用ウェブサイト・アプリケーション等を通じた大会に関する情報の提供（本項および次項において「対象業務」という。）に要する費用については、第17条第1項の費用の上限とは別に、令和2年度の実施計画において対象業務の内容および実施予定額を明示する。</u></p> <p><u>4 前項の対象業務の内容および実施予定額を定めるにあたっては、第1項の趣旨を踏まえつつ費用の効率的な管理に努めることとし、令和2年度の実施予定額は20億円以下とする。</u></p> <p><u>5 令和2年度に係る第42条第6項の費用明細表には、前項の実施予定額に係る費用の内訳をあわせて表示する。</u></p> <p><u>6 大会に際しては、第14条第4項に定める提供対象地域において、競技中継番組および関連番組について、第15条第2項第1号のメッセージを表示しないで地上テレビ常時同時配信を行うことがある。</u></p>	<p>進情報の提供を行うこととし、その具体的な内容については、令和<u>3</u>年度の実施計画において明らかにする。</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p><u>3 大会に際しては、第14条第4項に定める提供対象地域において、競技中継番組および関連番組について、第15条第2項第1号のメッセージを表示しないで地上テレビ常時同時配信を行うことがある。</u></p>
<p>（令和2年度における業務実施費用の取り扱い）</p> <p><b>第5条</b> <u>令和2年度に行うインターネット活用業務については、次の各号に掲げる新規業務を円滑に実施するため、第17条第1項の規定にかかわらず、予算執行時に同項に定める上限を超過することがある。その場合、他の項からの予算の流用について、予算総則の定めに従い経営委員会の議決を経ることとし、次の各号に掲げる業務に要した費用を協会のウェブサイトおよび令和2年度の業務報告書に掲載して公表する。ただし、当該超過する額は、次の各号に掲げる業務に要した費用の合計または3億円のいずれか小さい額を超えないものとする。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>

現 行	変更案
<p>一 <u>第10条の業務のうち、地上テレビ見逃し番組配信による地方向け放送番組の提供に係るもの</u></p> <p>二 <u>第12条の業務のうち、自動翻訳技術による字幕を用いて、国際放送および協会国際衛星放送の放送番組の英語以外の言語による理解増進情報を提供するもの</u></p>	
<p>(令和元年度の実施計画の届出等)</p> <p><b>第6条</b> <u>第7条の規定にかかわらず、令和元年度の実施計画については、この基準の施行の日以後、遅滞なく総務大臣に届け出るとともに、協会のウェブサイトに掲載して公表する。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>(第15条の受信契約の範囲)</p> <p><b>第7条</b> &lt;略&gt;</p>	<p>(第15条の受信契約の範囲)</p> <p><b>第4条</b> &lt;同左&gt;</p>
<p>(区分経理等に係る経過措置)</p> <p><b>第8条</b> <u>第42条に定める費用の整理は、令和2年4月に始まる事業年度に係る経理から実施する。なお、平成31年4月に始まる事業年度に係る経理については従前の例によるが、附則第3条の規定により地上テレビ常時同時配信とみなす業務および地上テレビ見逃し番組配信に係る業務に要する費用については、第42条第6項の趣旨を踏まえ、第8条第1項に定める実施計画の実施状況に記載し、同条第3項の規定により公表する。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>(実施基準の見直し)</p> <p><b>第9条</b> &lt;略&gt;</p>	<p>(実施基準の見直し)</p> <p><b>第5条</b> &lt;同左&gt;</p>

(別添 1)

## インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠

「NHKインターネット活用業務実施基準 変更案」(以下、「変更案」という。)において示した業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠は、以下のとおりである。

### (1) 2号受信料財源業務

#### ア 実施に要する費用

実施に要する費用については、放送法第71条の2第1項に基づく中期経営計画の策定または変更に当たって協会の業務および収支の見通しとあわせて検討するものとし、年額200億円を超えないものとする。

#### イ 計上する費用

一般勘定の「国内放送番組等配信費」および「国際放送番組等配信費」のうち、2号業務についての実施費用を計上する。

また、上記業務に係る広報費、給与、退職手当・厚生費、共通管理費、減価償却費を計上する。

#### ウ 算定根拠

放送法第71条の2第1項に基づく中期経営計画は、令和2年に施行された改正放送法によって策定・公表することが義務付けられ、協会の中期的な収支の見通しと経営の基本的な方向、その期間に実施しようとする業務の内容等を明らかにするものである。そして、2号受信料財源業務の費用については、この法定の中期経営計画の策定や変更に当たって、業務の全体像の中でどのようにインターネット活用業務を位置づけ、そのために必要な費用がどの程度であるかを検討していくことがふさわしいものと考え

える。本年8月～9月に意見募集を行った際にお示しした「NHK経営計画（2021-2023年度）（案）」は、改正放送法に基づくものとして初めて策定する中期経営計画の案である。その中で「『NHKらしい』充実したコンテンツを、より最適な媒体を通じ、合理的なコストで提供し続ける」という考え方のもとにインターネットを適切に活用することとしていることから、協会の業務全体の中でインターネット活用業務のあり方や費用を検討していくことが適切であると考え、2号受信料財源業務の実施に要する費用は、中期経営計画の策定または変更の際に協会の業務および財政の見通しを踏まえて検討することとした。

実施に要する費用については、放送受信設備を設置した方からいただいた受信料を財源として任意業務であるインターネット活用業務を適切な規模で実施するという考え方を維持し、費用をより一層抑制的に管理する姿勢で臨む。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた今後の社会・経済状況の変化等により受信料収入が大きく変動したとしても、常時同時配信等業務や、地域展開や国際展開など公益性の観点から実施が求められる業務を可能な限り十全に実施する観点から、各年度において各々の業務に要する費用を精査する。

令和3年度を始期とする中期経営計画の対象期間（令和3～5年度）の費用について、現時点における見通し額を算出するにあたっては、以下のことを前提としている。

国内インターネット活用業務のうち「常時同時配信等業務」については、2年度予算額を基準にした上で、常時同時配信の時間増などの充実や、利用者増に伴う費用の増加、配信基盤やセキュリティ・プライバシー対策の強化などを見込んだ一方で、更なる経費削減の実施等を踏まえて費用を試算したものである。費用には固定的費用と変動的費用があるが、そのうち変動的費用については以下のとおり見込んでいる。コンテンツ制作関連費のうち権料や見逃しファイル制作費等は、3年度以降も抑制的に支出することを想定した。配信関連費のうちCDN費用等については、3年度には東京オリンピック・パラリンピックが開催予定であることから「NHKプラス」サービスの利用量が増加することを想定するとともに、4年度以降も利用量が緩やかに上昇することを前提とし、3年度以降の費用増額を

想定している。認証関連費のうち受信契約の照合やコールセンターに要する費用については、視聴者の利便性向上の観点から一定の増額を想定している。なお、利用量やID登録数等の変動により、配信関連費や認証関連費が増減する可能性があるが、仮に増額したとしても費用全体の中での調整により上限内に収めることを想定しており、今回の試算にこの増減は見込んでいない。

また、地方向け放送番組に係る常時同時配信等業務については、3年度については後述のとおり東京オリンピック・パラリンピックに関する費用を見込む必要があることから、当初は支出を抑制しながら段階的に全国の拠点放送局および地域放送局の見逃し番組配信を開始し、4年度以降費用を増額し充実を図ることを前提とした。2年度末までに本部と大阪拠点放送局の配信設備の整備を行い、南関東エリア以外の地域で放送された地方向け放送番組の見逃し番組配信を開始することとしており、3年度当初はこれらの設備を用いて、大阪拠点放送局の番組をはじめ他の放送局で放送した番組も含めて見逃し番組配信を実施するとともに、効率的な配信方法についての検討・検証を進める。費用の算定にあたっては、3年度中に大阪以外の拠点放送局で、4年度中に一部の地域放送局で設備整備を行い、順次それらの設備の運用を開始することで、見逃し番組配信の充実を図ることを前提としており、昨年10月に行った試算に比して費用を抑制しつつ、設備整備費用や配信番組数の増による配信費用等の増を見込んでいるが、具体的な整備・運用方法については、上記の検討・検証を経て決定する。

このほか、認証経費についてはプライバシー対策の強化を、その他の経費については減価償却費の増減等を見込んでいる。

国内インターネット活用業務のうち常時同時配信等業務以外の業務（以下、「『上記以外の業務』」という。）については、常時同時配信等業務の実施に伴い提供コンテンツを見直すなど既存業務の不断の見直しを行うことを前提としており、各年度において費用の削減を行うことを想定した。例えば、3年度の配信関連費の見込みには、配信監視業務の効率化などによる経費の削減等を反映させている。また、3年度には東京オリンピック・パラリンピックおよび冬季の北京オリンピック・パラリンピック、4年度にはワールドカップサッカー・カタール大会におけるデジタル展開に

要する費用を見込んでいる。東京オリンピック・パラリンピックに関する費用についても、現行実施基準のような別枠を設けず、「上記以外の業務」の費用の一部として管理することとしている。そのため、下表においては、対照のために記載している2年度予算も含め、「上記以外の業務」の中に入れて記載している。なお、東京オリンピック・パラリンピックに関する費用の3年度の見込みは17億円である。このほか、気象情報の手話CGの取り組みなどのユニバーサル・サービスに要する費用を見込んだほか、防災・減災、感染症関連情報の提供、教育などの情報提供の取組を強化することを想定した。ただし、上述のとおり費用を一層抑制的に管理することで、総額の圧縮を図る。

国際インターネット活用業務については、世界に向けて日本の理解を促進する情報や地域の魅力を伝える情報の発信を強化することや、訪日・在留外国人が増加する中で災害時に命を守る情報など必要な情報を英語だけでなく、多くの言語で適切に提供していくことが一層重要になっている。同時に、在外邦人の安全・安心を守るための情報発信もますます求められている。インターネットは視聴環境の整備にかかる費用が放送に比べて低廉である上に、モバイル端末などで簡便に情報を得られるなど利便性に優れ、加えて、多言語化への対応も放送に比べて容易である。こうした点を踏まえ、国際インターネット活用業務の充実を図る。既存業務の費用の見直しを行い、必要な取組を効率的・効果的に実施することを前提とした2年度の実施費用をベースとしつつ、「NHK経営計画（2021-2023年度）（案）」で示したとおりインターネットの一層の活用のため、国際放送番組の配信の強化や多言語化の推進、コンテンツの強化等に要する費用を見込んだ。なお、国際放送番組の配信の強化については、在外邦人の安全・安心を守るため、ニュースなどの邦人向けテレビジョン国際放送の一部番組を海外向けに配信することや、外国人向けテレビジョン国際放送を外国配信事業者のウェブサイト等を通じて配信することなどを想定している。

以上の点を踏まえた令和3～5年度の2号受信料財源業務の費用の現時点での見通しは、下表のとおりである。

(単位 億円)

年 度 項 目	2 (予算)	3	4	5	備考 (主な支出内容)
総 額	189	192	189	191	
国内インターネット活用業務	164	164	157	157	
常時同時配信等業務	54	54	62	64	
コンテンツ制作関連費	20	18	20	22	サイトやアプリの構築・改修費、フタ情報登録業務費及び設備費、見逃しファイル制作費及び設備費、権料 等
配信関連費	14	16	19	20	CDNや配信監視業務に係る経費 等
認証関連費	9	10	13	13	受信契約照合業務、認証基盤経費、視聴者対応費 等
その他	9	10	10	9	給与、退職手当・厚生費、共通管理費、減価償却費 等
上記以外の業務	109	110	95	93	
コンテンツ制作関連費	56	60	50	50	番組ホームページやポータルサイト、アプリの構築・改修費 等
配信関連費	21	17	13	13	CDNや配信監視業務に係る経費 等
その他	31	33	32	30	給与、退職手当・厚生費、共通管理費、減価償却費
国際インターネット活用業務	25	28	32	34	
業務関連費	11	13	15	16	サイトやアプリの構築・改修費、放送番組等のインターネット配信に係る経費 等
設備関連費	9	11	12	13	CDNや配信監視業務に係る経費 等
その他	3	4	5	5	給与、退職手当・厚生費、共通管理費、減価償却費

(注) 令和2年度予算額は、単位未満の端数を切り捨てて表示している。

上に示した金額や主な支出内容等は、あくまで、各事業年度に実施する業務の内容を現段階で想定して費用を試算したものである。各事業年度の実際の費用については、技術の進展等を受けたより効率的な実施方法の選択や更なる費用削減努力を進めるとともに、協会の役割や社会的要請等を踏まえた新規の取り組みの必要性等を総合的に勘案した上で、各事業年度の収支の全体状況の中で、当該年度の予算・事業計画において決定し、実施計画において公表する。

上記の費用の見通しを踏まえたうえで、例えば常時同時配信等業務の想

定を超える利用増に伴う費用の増加や、放送法上の努力義務（地方向け放送番組の提供および他の放送事業者が行う配信業務への協力）や国際インターネット活用業務をはじめとした協会の役割や社会的要請等を踏まえた新規の取り組みの開始など、現時点では見通すことの出来ない将来の支出があり得ること（一例を挙げれば、民間放送事業者との連携・協調に資する取り組みについては、事業者からの要請を踏まえながらその充実に要する費用を検討・調整することになる）を考慮して費用が年額200億円を超えないものと定めたところである。ただし、変更案第17条第1項後段に示しているとおりに抑制的な管理に努めるとともに、第18条に示しているとおりに放送番組等の点検と提供の終了を行うことで、支出の増加は可能な限り抑制していく。また、各事業年度における実施事項や要する費用についても、第17条第3項に示しているとおりに、十分な説明と参考となる情報の提供に努めていく。

## (2) 3号受信料財源業務

### ア 実施に要する費用

年額1億円を超えない額とする。

### イ 計上する費用

一般勘定の「国内放送番組等配信費」および「国際放送番組等配信費」のうち、3号業務についての実施費用を計上する。

また、上記業務に係る広報費、給与、退職手当・厚生費、共通管理費、減価償却費を計上する。

### ウ 算定根拠

実施基準第29条に定める業務の内容、これまでの業務および費用の実績等を勘案した。

平成27年度～令和元年度の実施実績は、災害等の緊急時における情報提供2件（口永良部島噴火関連ニュース（27年度）、北海道で震度7関連ニュース（30年度））、協会国際衛星放送および国際放送の放送番組

の外国における視聴機会を拡大するための提供0件、その他公益上特に意義がある場合の提供1件（NHKワールドラジオ日本（タイ語）の提供（27年度～））であり、費用実績はいずれの年度も0億円であった。しかしながら、本業務は実施基準第29条に定めるとおり、災害等の緊急時や国際放送の視聴機会拡大等に係る業務として必要性がある場合に実施するものであり、具体的な金額規模の算定は困難であるが、一定程度の支出（国内配信に係るコンテンツ制作関連費、配信関連費、国際配信に係る業務関連費、設備関連費、それらの業務に係る給与、退職手当・厚生費、共通管理費、減価償却費）を伴う形で業務を実施する可能性は常にあることから、費用を算定した。

(別添2)

## その他参考となるべき事項

### ○ 一般勘定の収支の見込み

令和3年度～5年度の収支（受信料収入を含む）の見込みは、令和3年4月を始期とする中期経営計画において明らかにするが、放送法施行規則第18条第2項第1号の規定に基づき、令和2年8月から9月にかけて実施した意見募集の際に公表した「NHK経営計画（2021-2023年度）（案）」で示した収支の見通しは下表のとおりであり、また、当該意見募集の際に示した受信料及び収支の見通しの算定根拠等（案）は別紙のとおりである。

（単位 億円）

区 分 \ 年 度	2 (予算)	3	4	5
事業収入	7,204	6,900	6,900	6,900
うち受信料収入	6,974	6,700	6,700	6,700
事業支出	7,354	7,150	6,950	6,850
事業収支差金	△ 149	△ 250	△ 50	50

## NHK経営計画における受信料及び収支の見通しの算定根拠等（案）

本資料は、放送法施行規則第18条第2項にもとづき、NHK経営計画（2021-23年度）における受信料及び収支の見通しの算定根拠等を説明するものである。現時点での想定であり、新型コロナウイルス感染症のさらなる感染拡大など、今後の社会・経済状況の変化などによっては見通しの変動する可能性がある。

## ● 事業収入について

(単位:億円)

区 分 \ 年 度	2020 予算	2021	2022	2023
事 業 収 入	7,204	6,900	6,900	6,900
うち受信料収入	6,974	6,700	6,700	6,700

- ✓受信料については、2020年度に実施した受信料値下げが通期で影響することに加え、新型コロナウイルス感染症に関する受信料の免除、訪問活動の制限や経済情勢悪化に伴う契約件数の減少等の影響により、2021年度は、2020年度予算比で300億円前後の大幅な減収を想定している。
- ✓極めて困難な事業環境ではあるが、公平負担の徹底の観点から、  
▼支払率は80%台を維持するとともに、▼衛星契約割合を引き続き向上させ、公共放送・公共メディアの運営に必要な受信料収入を確保する。
- ✓受信料以外の収入としては、番組や技術に関するノウハウの多角的活用や保有する施設などの有効活用による副次収入、関連団体からの配当金などによる財務収入などについて、従前の規模を見込んでいる。
- ✓現時点では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた今後の社会・経済状況を、2022年度、2023年度については、2021年度の水準の維持を想定している。

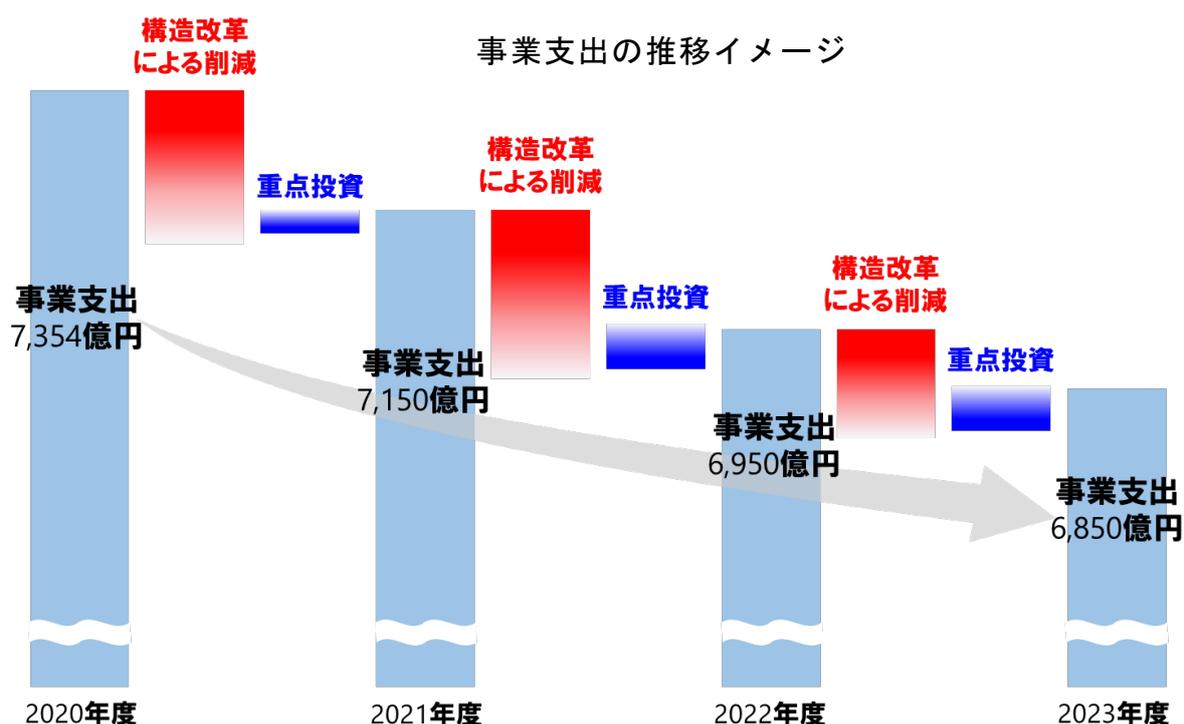
● 事業支出について

(単位:億円)

区 分 \ 年 度	2020 予算	2021	2022	2023
事 業 支 出	7,354	7,150	6,950	6,850

- ✓長期的な減収トレンドにあっても、「NHKらしさ」を追求し、コンテンツ投資を充実させ、視聴者・国民のみなさまの求める多様性・質の高さを実現するための支出を行う。
- ✓そのため、“作り方改革”の推進、固定的経費への斬り込み、営業経費の改革などの構造改革を集中的に実施することで、3か年で630億円程度の支出削減を行う。
- ✓一方で、視聴者・国民のみなさまから強い要望をいただき、安全・安心を支える放送・サービスや最先端のユニバーサル・サービスなどの領域に、130億円程度を重点投資する\*。
- ✓質の高いコンテンツの提供と合理的なコストの両輪を徹底し、2022年度以降、事業規模は7,000億円を下回り、6,000億円台の規模に抑えて、「スリムで強靱なNHK」を実現していく。

※なお、社会貢献など、法的要請も含め求められる後発事象については、計画期間内であっても、収支の改善する範囲において別途対応していく。



## ① 構造改革について

### 削減規模 630億円程度

(参考:令和2年度予算の総合テレビの支出(全国放送番組費〔地上放送〕)  
は約653億円)

#### (1) 「“作り方改革”の推進」

- ✓コンテンツ制作はNHK本体を中心とし、競争力を高めつつ制作の総量を削減し、あわせて番組委託費を見直す。
- ✓制作工程の標準化や効率化を進め、東京オリンピック・パラリンピックで実施する放送・サービスの縮小などによる、制作経費の見直しなどに取り組む。

#### (2) 「高品質コンテンツの横断活用」

- ✓国際放送番組は国内放送番組との一体制作をいっそう推進し、番組委託を効率化する。また、地域放送番組の全国放送・国際放送への展開も進める。
- ✓国際放送は、これまで放送を主体とし、視聴可能世帯の拡大に取り組んできたが、これを転換してインターネット配信の活用を進める。

#### ➡ 削減規模 ((1)+(2)) 300億円超

(参考:令和2年度予算のBSプレミアムの支出(全国放送番組費〔衛星放送〕)は約277億円)

#### (3) 「固定的経費への斬り込み」

- ✓スポーツ放送権料などの絞り込み、NHK独自の仕様や現場部門からの要求に沿った、これまでの設備投資のあり方を見直し、シンプル化・集約化・クラウド化によるシステムの効率化などを進める。

#### ➡ 削減規模 150億円超

#### (4) 「営業経費の構造改革」

- ✓外部委託法人の集約化や委託費の見直し、訪問要員の削減などを進める。

#### ➡ 削減規模 80億円程度

#### (5) 「間接業務のスリム化・高度化」

- ✓業務の徹底した簡素化や本部機能のスリム化・高度化、AIなどを利用した事務の自動化・省力化、そして今後、業務委託が縮小していくことや定年延長を前提とした、職員採用の規模の見直しなどを進める。

➡ 削減規模 30億円程度

#### (6) 「経常的経費の削減」

- ✓ペーパーレス推進による経費削減、テレワークの推進による出張旅費の抑制、備品・消耗品の購入見直しなど、経常的な経費の削減に取り組む。

➡ 削減規模 30億円程度

### ② 重点投資について

#### 投資規模 130億円程度

##### (1) 「安全・安心を支える」

- ✓専門分野に知見を持つ取材者等による信頼できるコンテンツを、放送による一斉同報とデジタル技術を効果的に連動させ、よりパーソナルな形で提供する報道・サービスを強化する。
- ✓平常時の視聴者コミュニケーションを通じて地域の防災力強化に貢献し、災害時にはデジタルを最大限活用したきめ細かな情報提供を行うことによって、平常時から発災・復興支援まで、一人ひとりの要請に応えられる放送・サービスの実現を進める。

➡ 投資規模 10億円程度

(参考：令和2年度予算の報道取材費（国内取材）は約192億円)

##### (2) 「新時代へのチャレンジ」

- ✓大型のシリーズ番組やコンテンツを、放送・デジタルそれぞれの特性に最適化しながら提供することや、多彩で便利な教育・教養コンテンツを提供して、さまざまな人たちの暮らしや学習を幅広く支援する取り組みを進める。

### (3) 「あまねく伝える」

I. 番組のジャンル別管理の徹底による編成や、インターネット配信を含むポートフォリオ管理の最適化などにより、すべての人にあまねく情報を届ける取り組みなどを進める。

➡ 投資規模 (2)+(3 I) 50億円程度

II. 最先端のユニバーサル・サービスなどの研究・開発を推進し、インターネット配信を効果的に活用した、多言語による国際発信などを、訪日・在留外国人も含めてきめ細かく提供する。

➡ 投資規模 (3 II) 40億円程度

(参考: 令和2年度予算の「人にやさしい放送・サービス」は約30億円)

### (4) 「社会への貢献」

✓ NHKが持つ高品質・高画質の映像制作技術を使って、各地の伝統文化、歴史遺産を記録して未来に伝える取り組みや、放送・メディア産業や人材を維持・育成する取り組みを支援する。

➡ 投資規模 5億円程度

### (5) 「人事制度改革」

✓ 「NHKらしさ」を生み出す、職員一人ひとりの創造性や専門性を高めるための取り組みなど、人材育成・開発を強化する。

➡ 投資規模 10億円程度

### (6) その他

✓ 受信料について、公平負担のいっそうの徹底と、営業経費のさらなる抑制を図るため、訪問によらない活動の強化など効率的・効果的な営業改革に取り組む。

➡ 投資規模 10億円程度

## ● 受信料について

- ✓ 上記のとおり、構造改革を通じて支出規模を圧縮しつつ、視聴者・国民のみなさまのニーズに積極的に応えていくために重点投資を行い、「受信料の価値の最大化」を図る。  
一方、さまざまな災害などに備える財政安定のための繰越金を一定規模で堅持することに努め、3か年の収支に基づき、受信料水準については、現行の料額を維持する。

## ● インターネット活用業務に係る事項について

2019年12月8日、総務省に提出した「NHKインターネット活用業務実施基準の変更案の認可申請の取扱いに関する総務省の基本的な考え方」に関するNHKの検討結果において、インターネット活用業務に関して、

- ・地方向け放送番組の提供について、2021年度以降の拠点放送局における設備整備の計画、サービスの内容、実施時期等は、次期中期経営計画の中で具体化させる
  - ・費用の抑制的管理のための具体的な仕組みについて、IT関連の経費抑制に精通した専門家など外部の知見などを参考に、実現に向けて次期中期経営計画で示すことを目指す
- とした事項についての考え方は、以下のとおりである。

### ① 地方向け放送番組の提供について

- ✓ 3か年の計画期間中に、拠点放送局において地方向け放送番組の提供に必要な設備の整備を行う。具体的な計画等については2021年の本計画の議決の際に示す。

### ② 費用の抑制的管理のための具体的な仕組みについて

- ✓ インターネット活用業務を含め、IT関連投資の適正性を評価する仕組みを検討するチームを立ち上げ、外部専門家の知見も活用して、ITガバナンスを強化する手引きの整備や2021年度以降に本格的な評価態勢を構築するための検討作業を開始するとともに、今後実施するインターネット活用業務の一部について費用の抑制的管理を試行的に進めていく。

## ● 放送法第71条の2に係る事項について

○協会が行う主な業務の種類及び内容

### (1) 国内放送

テレビジョンにおいて、地上放送で、総合テレビジョン及び教育テレビジョンの放送を実施する。衛星放送では、高精細度テレビジョン放送としてBS1及びBSプレミアムの放送を実施するとともに、超高精細度テレビジョン放送としてBS4K及びBS8Kの放送を実施する。ラジオにおいて、アナログ方式により第1放送、第2放送、FM放送を実施する。

地上放送及び衛星放送において、ステレオ放送、2か国語放送、解説放送、字幕放送、データ放送を実施する。地上放送のデータ放送では、主に携帯型受信機に向けたサービス「ワンセグ」を実施する。

### (2) 国際放送

テレビジョン国際放送については、衛星を使用して、邦人向け放送及び外国人向け放送を実施する。ラジオ国際放送については、短波・中波・超短波放送を実施するとともに、衛星による放送を実施する。

### (3) インターネット活用業務

総務大臣の認可を受けた実施基準に基づき、インターネットを活用して放送番組等（放送番組及び理解増進情報）を提供する。

### (4) 調査研究

放送番組及び放送技術の両分野にわたって調査研究活動を行う。

### (5) その他

このほか、放送法20条2項（上記(3)を除く）及び3項の業務を実施する。